

奈良県中央卸売市場再整備推進事業
(市場エリア整備事業)

基本協定書 (案)

＜共同企業体（J V）用＞

令和8年7月10日

奈良県

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）（以下「本事業」という。）の実施に関して、奈良県（以下「甲」という。）と落札者である〇〇共同企業体（代表構成企業である〇〇株式会社、構成企業である〇〇株式会社、〇〇株式会社及び〇〇株式会社）（以下「乙」という。）は、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関して甲が実施した総合評価落札方式一般競争入札において、乙が本事業の実施を担う者として選定されたことを確認し、甲と乙との間で本事業に関する事業契約を締結すること、その他本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）「構成企業」とは、本事業の落札者を構成する企業をいう。
- （2）「代表構成企業」とは、構成企業のうち、施工業務にあたる者で建築分野を担当する者から選出された〇〇株式会社をいう。
- （3）「事業契約」とは、本事業の実施に関して、甲と乙との間で締結される事業契約をいう。
- （4）「事業期間」とは、事業契約が締結されるまでは入札説明書等に記載された本事業の事業期間をいい、事業契約が締結された後は事業契約で定められた本事業の事業期間をいう。
- （5）「提示条件」とは、本事業を実施する受注者の選定手続において、入札までに甲が公表し、又は甲から入札参加者が提示を受けた書面をいう。ただし、参考資料であるものは除く。
- （6）「入札説明書等」とは、令和8年7月10日付奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業） 入札説明書、要求水準書及びその添付資料（別添資料及び参考資料）、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）＜共同企業体（JV）用＞、事業契約書（案）、【乙型】共同企業体の構成に関する協定書（案）、【甲型乙型併用】共同企業体の構成に関する協定書（案）並びにその他入札公告時に示した資料（その後入札までに公表されたそれらの修正を含む。）をいう。
- （7）「本件提案」とは、乙が令和8年8月〇日付で提出した本事業の実施に係る提案書類一式及び当該提案書類の説明又は補足として乙が本協定締結日までに甲に提出したその他一切の文書をいう。

（基本的合意）

第3条 甲及び乙は、本事業に関して甲が実施した総合評価落札方式一般競争入札において、乙が本事業の実施を担う者として選定されたことを確認する。

- 2 乙は、入札説明書等に記載の提示条件を十分に理解しこれに同意したこと及び提示条件を遵守の上、甲に対し本件提案を行ったものであることを確認し、本件提案を誠実に履行するものとする。

(共同企業体の組成)

第4条 乙は、本事業の遂行を目的に組成された共同企業体であり、本協定締結時点の共同企業体を構成する構成企業は別紙1に記載のとおりであることを確認する。

(事業契約の締結)

第5条 甲及び乙は、本協定に従い、事業契約の締結に向けて誠実に協議するものとする。甲と乙との間において速やかに事業契約が締結されるよう最大限の努力をする。

- 2 乙は、事業契約の締結に関する甲との協議にあたっては、甲の要望をできる限り尊重する。

- 3 甲及び乙は、事業契約の締結にあたり提示条件及び本件提案についてその内容を確定することが困難な事項がある場合は、入札説明書等において示された本事業の目的、理念に照らしてその内容を明確化することとし、甲から請求があった場合には、乙は速やかに本件提案の詳細を明確にするために必要又は相当として甲が合理的に要求する資料(提案金額の内訳書を含む。)その他書面及び情報を提出する。

- 4 甲及び乙は、令和8年10月を目途として事業契約の仮契約を締結する。

- 5 第1項及び前項の規定にかかわらず、事業契約の締結までに、次の各号のいずれかの事由が本事業の入札手続に関して生じたとき、入札説明書等に規定する入札参加者の遵守すべき事項に反したことが明らかになったとき、又は入札説明書等に定める入札参加資格を欠くに至ったとき(ただし、これに対応する手当てを行い、甲の承諾を得た場合を除く。)は、甲は事業契約の仮契約又は本契約を締結しない。

- (1) 本協定又は事業契約に関し、公正取引委員会が乙(構成企業のいずれかの者を含む。以下本号から第4号まで同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。
- (2) 本協定又は事業契約に関し、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。
- (3) 本協定又は事業契約に関し、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第62条第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。
- (4) 乙の役員又はその使用人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

6 甲及び乙は、事業契約を締結した後も、本事業の遂行のために協力するものとする。

(準備行為)

第6条 乙は、事業契約の締結前であっても、自らの費用と責任において提示条件及び本件提案を遵守するために必要な準備行為をなすことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

2 乙は、前項に規定する準備行為において本件提案の内容を明確化するにあたり提示条件を満たさないおそれのある部分が判明した場合は、事業契約の締結の前後を問わず乙の責めに帰すべき事由に基づく変更として、当該部分について提示条件を充足するために必要な設計変更その他の措置を講じるものとする。

3 乙は、前項の設計変更その他の措置について本事業の遂行に影響が生じないように対応しなければならない。

(業務の委託等)

第7条 乙は、本事業の遂行者として、本事業の実施に関し、統括管理業務、設計業務、工事監理業務、施工業務、解体業務、移転業務、備品調達業務及びその他の業務を本件提案に定める実施体制により実施するものとし、担当業務を第三者に行わせる場合であっても、事業契約に定める条件を遵守させるとともに、担当業務の全部、大部分又は主要な部分を第三者に行わせてはならない。

2 前項の業務を実施する企業は、担当業務を誠実に実施しなければならない。事業契約の規定に基づき互いに連帯して本事業を遂行するものとする。

(事業契約の不成立)

第8条 甲及び乙いずれの責めにも帰すべからざる事由により、事業契約の本契約の締結に至らなかった場合には、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、甲乙間に相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(違約金)

第9条 前条の規定にかかわらず、本事業の入札手続に関し、第5条第5項各号のいずれかの事由が生じたことにより、甲と乙が事業契約の締結に至らなかった場合は、乙は連帯して、本事業に係る落札金額の100分の5に相当する額を、甲への違約金として支払う。ただし、甲に損害が生じない場合において甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 事業契約締結後において、本事業の入札手続に関し、第5条第5項各号のいずれかの事由が生じていたことが判明した場合、甲が事業契約を解除するか否か及び事業契約の規定に基づき甲が乙から違約金の支払いを受けているか否かにかかわらず、乙は連帯し

て、本事業に係る落札金額の100分の10に相当する額を、甲への違約金として支払う。ただし、甲に損害が生じない場合において甲が特に認めるときは、この限りでない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、本事業の入札手続に関し、第5条第5項各号のいずれかの事由が生じていたことに関して甲が被った損害のうち、当該違約金を超過する部分について、甲は乙に損害賠償を請求することができる。

(秘密保持)

第10条 甲及び乙は、本事業又は本協定に関して知り得たすべての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、当該情報を第三者に開示又は漏洩してはならず、本協定の目的以外には使用しないことを確認する。

- (1) 開示の時に公知であるか、又は開示を受けた後被開示者の責めによらず公知となった情報
- (2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報
- (3) 開示者が本協定に基づく守秘義務の対象としないことを承諾した情報
- (4) 開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの守秘義務を課されることなく取得した情報
- (5) 裁判所等により開示が命ぜられた情報
- (6) 甲が法令又は奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）等に基づき開示する情報

- 2 乙は、相手方に本条と同等の守秘義務を負わせることを条件として、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼等の際に、当該業務に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。

- 3 前項の場合において、乙は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用するのしないよう適切な配慮をしなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第11条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本協定上の地位並びに本協定に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

(本協定の変更)

第12条 本協定は、当事者全員の書面での合意がなければ変更することができない。

(本協定の有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業期間の末日までとする。ただし、事業契約の締結に至らなかった場合は、事業契約の締結に至る可能性がないと甲が判断

して代表構成企業に通知した日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第8条から第11条まで、本条及び第15条の規定の効力は、本協定の有効期間終了後も、存続する。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、本協定の当事者は誠意をもって協議により解決するものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第15条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の紛争については、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

[以下本頁余白]

以上を証するため、本協定書〇通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲：奈良県奈良市登大路町 3 0 番地
奈良県知事 山下 真 印

乙：〇〇共同企業体

（代表構成企業）

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇印

（構成企業）

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇印

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇印

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇印

別紙 1 共同企業体の構成企業

分担業務名	企業名